

厚生食監発 0326 第 6 号
令和 6 年 3 月 26 日

大阪市健康局長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

紅麹を含むいわゆる健康食品の取扱いについて

今般、令和 6 年 3 月 22 日に紅麹を含むいわゆる健康食品を取り扱う事業者（小林製薬株式会社）より、「紅麹関連製品の使用中止のお願いと自主回収のお知らせ」(<https://www.kobayashi.co.jp/info/20240322/>) に関する報道発表が行われ、厚生労働省ホームページにおいても、情報提供及び注意喚起等を行っているところです。

本日、小林製薬株式会社から状況等について聴取したところ、

- ・ 紅麹を含む特定のいわゆる「健康食品」を摂取した者で健康被害が多数報告されていることに加え、2名の死亡事例が報告されたこと
- ・ 健康被害との関連性が明らかとはなっていないこと

から、当該事業者が取り扱う下記の食品については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条第 2 号に該当するものとして取り扱い、同法第 59 条に基づく廃棄命令等の措置を講じていただくようお願いします。

記

対象食品：

1. 紅麹コレステヘルプ（45 粒 15 日分、90 粒 30 日分、60 粒 20 日分）
2. ナイシヘルプ+コレステロール
3. ナットウキナーゼさらさら粒 GOLD